

令和7年度ながさき de 農業 IJU 広報業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度ながさき de 農業 IJU 広報業務委託

2 目的

長崎県が実施する移住就農者の確保に向けたオンラインセミナー及び産地見学ツアーについて、全国から多くの参加者を呼び込むための WEB 情報発信媒体等の活用による効果的な各種広報業務を実施する。

3 実施期間

契約を締結した日から令和8年3月13日(金)まで

4 オンラインセミナー及び産地見学ツアーの概要

(1) 概要

・オンラインセミナー

本県への移住就農希望者等に対し、オンラインを活用して、移住・産地情報の提供や先輩移住就農者との交流等を実施するもの。

・産地見学ツアー

本県への移住就農希望者等に対し、就農環境(産地、JA 関連施設等)や生活環境(直売所、学校及び病院等)の見学、先輩移住者との交流等を実施するもの。

(2) 実施地域

・オンラインセミナー

県内5地区【県央地区、島原地区(雲仙市)、県北地区(平戸市)、五島地区(五島市)、壱岐地区(壱岐市)】

・産地見学ツアー

県内6地区【県央地区、島原地区(雲仙市)、県北地区(平戸市)、五島地区(五島市)、壱岐地区(壱岐市)、対馬地区(対馬市)】

(3) 実施回数・時期

令和7年8月～12月(予定)にオンラインセミナー5回(上記実施地区で各1回)、令和7年10月～令和8年2月(予定)に産地見学ツアー6回(上記実施地区で各1回)実施予定。

令和7年度ながさきde農業IJUオンラインセミナー・産地見学ツアー（開催時期の見込み）

	8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月					
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
県央地区										セミナー												ツアー		
雲仙市													セミナー						ツアー					
平戸市				セミナー	or	セミナー							ツアー											
五島市	セミナー									ツアー														
壱岐市				セミナー					ツアー															
対馬市									ツアー															

※対馬市はセミナーの実施なし

※開催時期は見込み

(4) 募集条件（ターゲット）

主なターゲットについては、以下のとおり。

- ・概ね 20 歳代から 40 歳代の世代
- ・就農意欲の高い者
- ・長崎県の農業に関心があり、移住を希望する者

(5) 募集人数

- ・オンラインセミナー 各 20 名
- ・産地見学ツアー 各 8 名程度

5 業務内容

本業務は、「2 目的」を達成するため、「4 オンラインセミナー及び産地見学ツアーの概要」を踏まえ、以下の(1)～(3)の取組について実施する。

(1) 情報発信

- ・ PR する取組は、オンラインセミナー及び産地見学ツアーとする。
- ・ 各イベントをより広く周知するため SNS や WEB を活用した広報を行い、参加者を呼び込むこと。
なお、WEB を活用した情報発信に際しては、就農意欲の高い就農検討者を呼び込むために、本イベントと親和性の高いサイト等を活用すること。
- ・ 長崎県が運用するホームページ「ながさき就農支援ポータルサイト」及び Instagram「農山村で深呼吸」へ相互に誘導を行うことにより、長崎県の農業や移住就農についての認知拡大を図ること。

●ながさき就農支援ポータルサイト(<https://n-agrisupport.pref.nagasaki.jp/>)

●農山村で深呼吸(<https://www.instagram.com/nousanson.shinkokyu/>)

なお、掲載する内容については、長崎県と受託者が協議のうえ決定する。

①WEB 情報発信媒体への掲載

- ・ 最適な WEB 情報発信媒体を選定、もしくは作成し、オンラインセミナー及び産地見学ツアーの情報を掲載すること。オンラインセミナー5地区についてまとめて1回、産地見学ツアー6地区についてまとめて1回の最低計2回は掲載すること。

②SNS 広告配信

- ・ 4(4)に記載するターゲットに適した媒体を2つ以上選定し、SNS 広告配信をイベント(オンラインセミナー5地区、ツアー6地区の計 11 イベント) 毎に行うこと。なお、Instagram 広告は必須とする。
- ・ アイキャッチ画像については、イベントへの関心が喚起されるようなデザインとすること。また、画像のデータについて、県へ提出すること。
- ・ 各イベントの情報発信の状況や改善内容等とりまとめ、イベント実施後 14 日以内に県へ提出すること。ターゲティングを行わず、インプレッション数やクリック数の達成のために無作為・無差別に広告を配信するような行為は行わないこと。

(2) 申込フォームへの連動

- ・ 県が作成した申込フォームへアクセスできるよう、WEB 情報発信媒体等への情報発信と連動させること。

(3) 業務完了報告

- ・ 業務完了後、広報等の実績や効果をとりとまとめた「業務完了報告書」を速やかに提出すること。

6 成果品

(1) 提出物

業務完了報告書(A4判)紙媒体1部及び電子媒体1部

- ・ 委託業務の実施内容等(※広告の配信数や PV 数等について集計するとともに、改善内容を含めた報告及び効果的な情報発信についての考察)を記載すること。
- ・ その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

7 著作権の譲渡

受託者は、業務の成果物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第 27 条及び第

28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。

8 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

9 業務の適切な実施に関する事項

(1) 個人情報

受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、県からの求めに応じること。
- (3) 本仕様書により作成された成果品の一切の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、完了検査をもって全て県に移転すること。
- (4) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定する。

11 その他

- (1) 各業務に係る編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費は、全て委託金額に含むこと。
- (2) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、県の承認を得ること。
- (3) 各業務の詳細について県と協議のうえ決定し、進捗状況を綿密に県に報告すること。